

岐阜キャッスルイン 利用規則

ホテルの公共性と安全性を維持するため、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款にもとづき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第12条により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

- ◆廊下および客室内で暖房用、炊事用、プレス用等の火器をご利用にならないでください。
- ◇ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所で喫煙はなさないでください。
- ◆高声放歌や喧騒な行為などで他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をかけたりなさないでください。
- ◇廊下および客室内に次のようなものをお持ち込みにならないでください。
 - (イ) 動物、鳥類
 - (ロ) 著しく悪臭を発するもの
 - (ハ) 著しく多量の物品
 - (ニ) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
 - (ホ) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
- ◆廊下および客室内で、とばくおよび風紀をみだすような行為をなさないでください。
- ◆「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による暴力団および暴力団員等のホテル館内のご利用はお控えいただいております。ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でお断りいたします。
- ◇廊下および客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に使用しないでください。
- ◆客室内の諸物品をホテルの外へ持ち出したり、ホテル内の他の場所に移動したりしないでください。
- ◇ホテルの建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工をなさないでください。破損された場合は実費をいただきます。
- ◆ホテルの外観をそこなうような物品を窓にお掛けにならないでください。
- ◇ホテル内で他のお客様に広告物を配市するような行為をなさないでください。
- ◆廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさないでください。
- ◇客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさないでください。
- ◆ご滞在中や特にご就寝の時は、ドアの内鍵・ドアガードをお掛けください
- ◇ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮ください。
- ◆ホテル外から飲食物等の出前、ご注文はなさないでください。
- ◇ナイトウェア・スリッパは室内専用ですので、室外へのお出かけはお控えください。
- ◆7 連泊以上ホテルにご滞在される場合には、衛生面から 7 日に 1 回清掃に入らせていただきます。

岐阜キャッスルイン 宿泊約款

改定日 2024年1月1日

(本約款の適用)

第1条 岐阜キャッスルイン(以下「当ホテル」という)の締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という。)をお引受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求められます。

- (1) 宿泊者の、住所、氏名、電話番号、性別、および国籍。
- (2) 宿泊日および到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第一の基本宿泊料による)
- (4) その他、当ホテルが必要と認めた事項。

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(予約金)

第3条 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求められます。

2. 前項の予約金は、第5条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残金があれば返還します。

(宿泊予約申込みの拒否)

第4条 当ホテルは次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、過去に当ホテルに対して代金支払い遅延などトラブルがあったとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、「暴力団による不当な行為の防止等

に関する法律」に定める各種暴力団組織に関与しているとき。また、それに準ずる団体や組織に関与していると思われるとき。

(6) 宿泊客が前項に準ずる者、あるいは当ホテルが前項目の者とみなす団体あるいは組織、もしくは偽計や威迫を用いる団体、その他これら組織に関与していると思われるとき。

(7) 宿泊しようとする者が、刑事事犯による手配・逮捕・検挙・起訴・有罪判決のあったとき。

(8) 宿泊しようとする者が、暴行・傷害・強要・脅迫・恐喝・詐欺およびこれに類する行為のあったとき。

(9) その他、上記(4)～(8)に準ずる事由があるとき。

(10) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(11) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。

(12) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

(13) 宿泊しようとする者が、当ホテル(館)に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(14) 天災(地震、台風、津波、火山噴火、集中豪雨等)施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。

(15) 宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。

(16) 旅館業法第5条ならびに当ホテルを管轄する自治体が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊予約の解除)

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、別表第二に掲げるところにより違約金を申し受けます。

2. 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日当日の午後9時(あらかじめ予約到着時刻の明示をされている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することが

あります。

3. 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第 1 項の違約金はいただきません。

第 6 条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

(1) 第 4 条第 2 号から第 16 号までに該当することとなったとき。

(2) 第 2 条第 1 号から第 2 号までの事項の明告を求めた場合において期限までにそれらの事項が明告されないとき。

(3) 第 3 条第 1 号の予約金の支払いを請求した場合において、期限迄にその支払いがないとき。

2. 当ホテルが第 4 条の規程に基づいて宿泊契約を解除した場合、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

3. 当ホテルが第 4 条の規程に基づいて宿泊契約を解除した場合、それに伴う損害については、一切賠償しません。

(宿泊の登録)

第 7 条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を当ホテルに登録して下さい。

(1) 宿泊者の氏名、住所、電話番号

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日。日本国内に住所を有しない外国人の宿泊者にあつては、旅券を提示していただき、複写の上保存させていただきます。

(3) 出発日および時刻

(4) その他、当ホテルが必要と認めた事項

(客室の使用時間)

第 8 条 宿泊者が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応ずる場合があります。この場合には、次に掲げるとおりの追加料金を申し受けます。

(1) 午前 11 時まで・1 泊料金の 20%

(2) 午後 12 時まで・1 泊料金の 30%

(3) 午後 13 時まで・1 泊料金の 40%

(4) 午後 13 時以降・1 泊料金

(営業時間)

第 10 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は、ホームページ、パンフレット、各所の掲示および客室内インフォメーション等でご案内します。

2. 営業時間は必要やむを得ない場合には、臨時に変更する場合があります。その場合は適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 11 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第一に掲げるところによります。

2. 料金の支払いは、通貨により宿泊者がチェックインの時に当ホテルのフロントにおいてお支払いいただきます。但し、旅行小切手、クーポン券若しくは個人小切手は取扱っておりません。

3. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第 12 条 宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第 13 条 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

(1) 第 4 条第 3 号から 16 号までに該当することになったとき。

(2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第 14 条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時または客室に入った時のうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

2. 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品、現金および貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、その損害を賠償します。ただし、現金および

貴重品については、当ホテルがその種類および価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わずお預けになったときは、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品、現金、有価証券およびその他の高価品(貴重品を含む)であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられている場合において、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者からの指示がない場合は、発見日を含め3ヶ月経過後処分します。ただし飲食物・雑誌等は即日処分します。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携行品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規程に、前項の場合にあつては前条第2項の規程に準じるものとしします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの管理する駐車場(以下「ホテル駐車場」という)をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわら

ず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、ホテル駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客が当ホテルよりご案内する駐車場をご利用になる場合であっても、当ホテルは、駐車場内での事故・盗難等の事象には一切責任を負いません。

(宿泊者の責任)

第18条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。

(免責事項)

第19条 宿泊客の故意または過失により宿泊客が被った損害について当ホテルは一切の責任を負いません。

当ホテル内からコンピューター通信のご利用にあつては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用にあつて、当ホテルが不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(支配する言語)

第20条 本約款は日本語以外の言語でも作成されますが、約款と翻訳文の間に不一致または相違があるときは、日本語が全ての点について支配するものとします。

【別表第一】宿泊料金等の算定方法(第2条第1項および第11条第1項関係)

【Attached Table No.1】

Calculation Method for Accommodation Charges (Ref. Paragraph 1 of Article 2, and Paragraph 1 of Article 11)

宿泊者が支払うべき総額 Total amount to be paid by the Guest	宿泊料金 Accommodation Charges	基本宿泊料金[室料(または室料+朝食料)] Basic Accomodation Charge (Room charge including breakfast)
	追加料金 Extra Charges	飲食料(宿泊料金に含まれるものを除く)、 およびその他の利用料金 Meals, Drinks and other Expenses
	税金 Taxes	消費税 Consumption Tax

備考:

(1) 室料の子供料金は、小学生以上は大人と同料金を適用。未就学児(0~6歳)においては寝具を提供した場合は大人と同料金、寝具を提供しない場合(添い寝)は無料といたします。(大人1名につき添い寝は1名まで)

(2) 朝食料の子供料金は、小学生は880円、幼児は550円、0~3歳は無料といたします。

Remarks:

(1) The room charge for child of elementary school age and older shall be the same rate as the adult.

For pre-school child (aged 0-6) who sleep with adults is free of charge(up to 1 child per 1 adult).If need to bedding, the same rate as the adult shall be charged.

(2) The child rate for breakfast is as follows; elementary school age: 880yen, pre-school child (aged 4-6): 550yen, toddler (aged 0-3): free.

【別表第二】違約金(第5条第1項関係)

【Attached Table No.2】Cancellation Charge for Hotel (Ref. Paragraph 1 of Article 5)

一般 individual	7名まで 1 to 7	不泊 No show	当日 Accommodation Day	前日 1 Day Prior to Accommodation Day		
		100%	80%	20%		
団体 Group (通常期) usual period	8名以上 more than 8	不泊 No show	当日 Accommodation Day	前日 1 Day Prior to Accommodation Day	2~10日前 2 to 10 days Prior to Accommodation Day	
		100%	100%	80%	20%	
団体 Group (特別催事期間※) special period	8名以上 more than 8	不泊 No show	当日 Accommodation Day	前日 1 Day Prior to Accommodation Day	2~14日前 2 to 14 days Prior to Accommodation Day	15~30日前 15 to 30 days Prior to Accommodation Day
		100%	100%	100%	50%	30%

※特別催事期間とは、当ホテルの近隣地域において大規模な催事(花火大会、スポーツイベント、コンサート、その他各種イベント等)が開催される場合に、当ホテルが別途指定する催事および期間。

※Special period is the event and period set by the hotel when a large-scale event (fireworks festival, sporting event, concert, other various events, etc.) is held in the vicinity of the hotel.

備考:

(1) %は宿泊者が支払うべき総額に対する違約金です。

(2) プラン、予約経路、契約内容により違約金規定が異なる場合があります。

(3) おおむね50部屋以上の団体予約においては、別途違約金が発生する場合があります。

(4) 2泊以上の団体予約の場合、当該団体の宿泊第1日目がキャンセル設定日になった場合、全ての日程に対して宿泊第1日目に対する比率の違約金が発生します。

Remarks:

(1) The percentages signify the cancellation charge to Total amount to be paid by the Guest.

(2) The rules may differ depending on the plan, reservation route, and contract details.

(3) Additional cancellation charge may be incurred for group reservations of approximately 50 rooms or more.

(4) For group reservation of 2 nights or more, if the 1st day of accommodation is the cancellation date, the cancellation charge will be incurred for all dates as a percentage of the 1st day of accommodation.